

景観形成の推進

第 7 章

協働による景観形成の取り組み

1. 市民参加の景観づくり
2. 市民参加による地域景観資産の保全・活用
3. 市民参加による眺望景観の保全・活用

第 7 章 協働による景観形成の取り組み

1. 市民参加の景観づくり

景観づくりは地域の暮らしに密着したものであり、一人ひとりが景観に関する意識を高め、理解するところからはじまります。市民や事業者、市が主体的にかつ協働して景観まちづくりを推進していくため、景観に関する普及啓発や支援制度の充実等を図ります。

(1) 市民・事業者・市の協働体制づくり

良好な景観づくりを推進していくためには、市民、事業者、市がそれぞれの役割を認識し、協働して取り組んでいくことが必要です。

市民は、地域の景観づくりの主体であり、身近な景観資源を保全・活用する取り組みや、市民や市民活動団体等が協働し、地区の特性に応じた景観を形成する等の活動が大切です。事業者も周辺の環境や景観を向上させる建築や開発の実施を心がけることが大切です。

これを踏まえ、市民・事業者は、建築物等の地域にふさわしい形態意匠や高さ、色彩等の工夫をするとともに、地区ルールの検討や景観資源や緑の維持・管理、河川敷等の清掃活動等の身近な景観づくり活動に参加、協力していくことが望まれます。

市は、地域にふさわしい建築物等の誘導を図るとともに、大切な地区の指定やルールづくりの支援、積極的な公共空間の整備と景観資源の保全を進めます。

また、市は市民・事業者の景観づくりに係る諸活動を様々な側面からサポートします。市民・事業者による景観資源の維持・管理、緑化や景観づくり活動等への支援を行います。さらに、市民・事業者の景観づくりへの意識の醸成を図るとともに、それらに関する推進体制を充実・強化していきます。

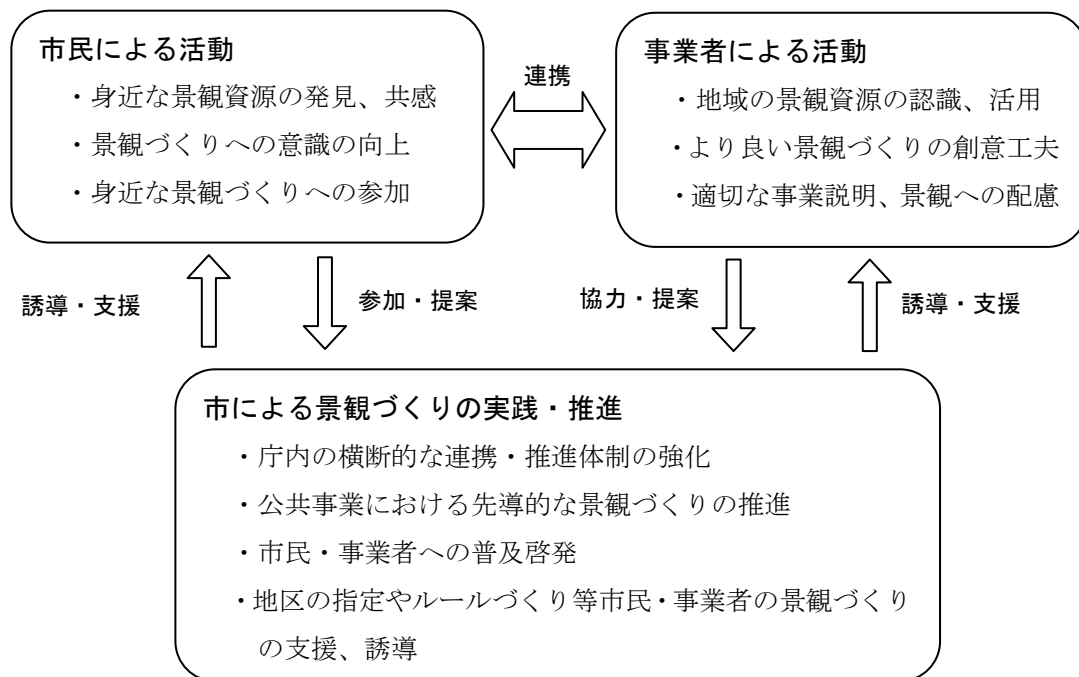


図 市民・事業者・市の役割と協働体制

(2) 景観に関する意識の醸成

多くの市民が景観の大切さを認識し、それを維持・継承・改善する活動を継続的に行っていくことが重要です。そのため次のような取り組みを通じて、景観に関する意識の醸成に努めます。

○景観に関する学習の場の提供

- ・市民の景観づくりへの理解を高めるため、現在取り組まれている都市景観セミナーの継続とともに、景観フォーラムの開催等、景観について学ぶ場や機会を提供する。
- ・子どもたちの地域への愛着や景観への意識を育むため、学校教育の一環として、景観に関する教育の実施を検討する。

○景観づくりのPRや情報発信等

- ・景観づくりの考え方や施策の内容、地域の大切な景観資源の情報等を、パンフレットや広報誌、ホームページの活用等により、市民に向けてわかりやすく情報発信を行う。

(3) 取り組みやすい景観づくりの仕組みの構築

景観づくりは、一人ひとりができることから取り組みを進め、近隣や地区コミュニティ等に展開していくことが期待されます。少人数でも取り組みやすい景観づくりの仕組みを構築し、施策として位置づけます。

○身近な景観づくりの仕組み

- ・一人でも活動のできる清掃活動や、庭先コンテスト等の表彰制度を設けるとともに、制度活用に向けたPRに取り組む。
- ・簡単にできる景観への配慮事項等ガイドラインを作成し、市民や事業者への周知・普及を図る。
- ・近隣と協働で、生垣の設置や、庭先の植栽等を強調したデザインで設置する等の取り組みを行なう「(仮称) まち並み協定制度」を創設し、小さなまとまりから協調してまち並みを形成していく。

○景観法や関連法制度を活用した地区単位の景観づくりの推進

- ・市民発意の景観づくり計画を実行していくため、その計画を本景観計画に位置づけることや、景観法に基づく景観協定を締結すること等により、積極的に制度の活用を図る。
- ・市内に107(平成22年11月現在)ある地区計画指定地区の地区計画制度を活用した形態意匠のルールづくり(法に基づく形態意匠条例)等、既存のまちづくりルールと連携した景観づくりを進める。
- ・市民発意による地区単位の取り組みを「重点地区(景観形成地区)」に指定し、既往の地区まちづくり推進条例に基づく市民参加型まちづくりとの連携により、市民の景観づくりに係る諸活動の活性化を促す。
- ・地区ごとの景観づくりを進めるにあたり、地区住民との協議や専門家によるサポート体制の構築等により、効果的な景観誘導を図る。

(4) 景観に対する意識や取り組みの熟度に応じた施策展開

景観づくりは長期にわたって持続的に取り組んでいくことが大切であり、市民の自発的な活動を支える仕組みとして、景観づくりに対する意識や活動の内容等に対応した取り組み、支援等の仕組みを構築します。

また、NPOや大学、商業者等、多様な主体が地域の景観づくりに取り組めるよう、支援や活動の場の提供等、担い手の育成に努めます。

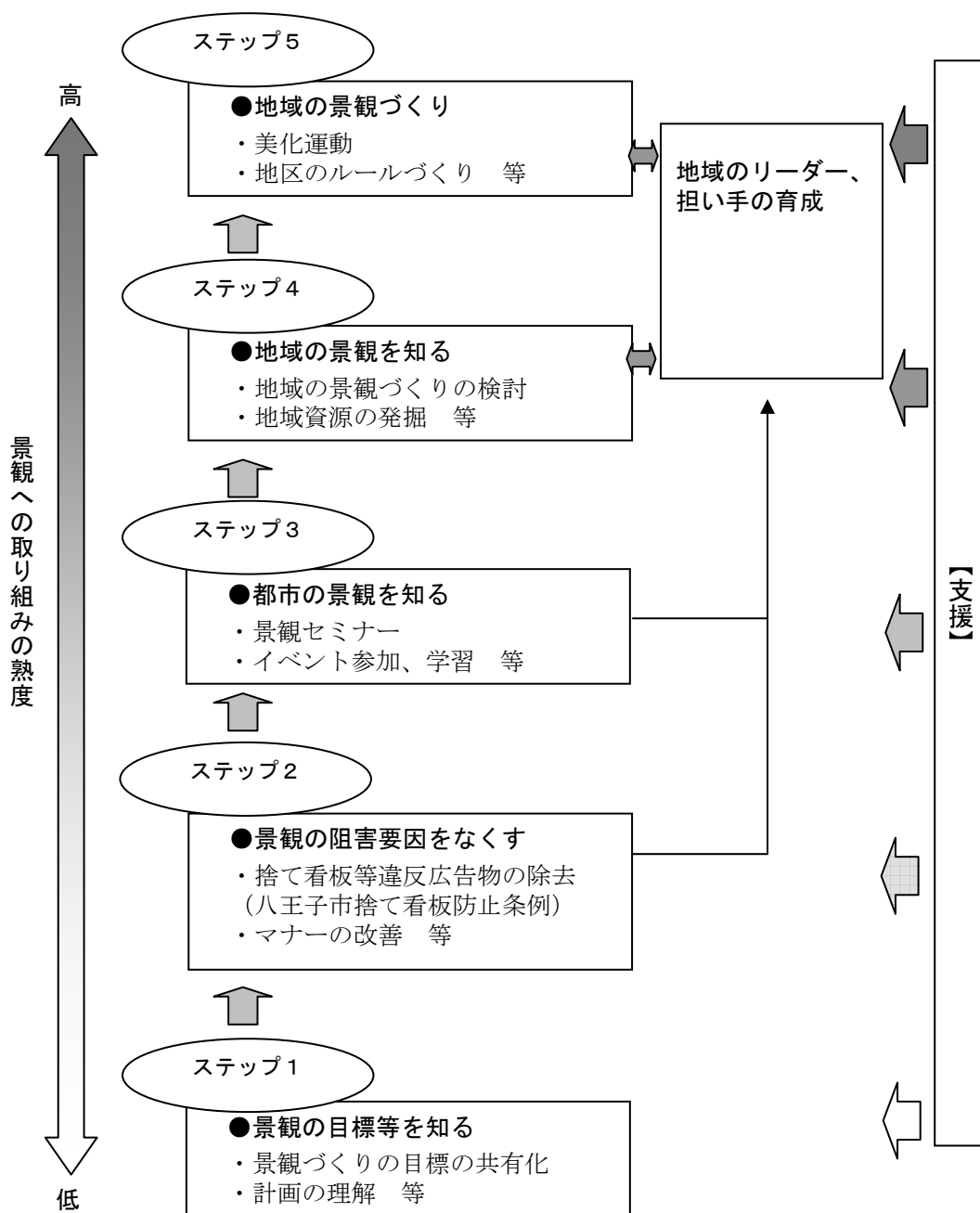


図 段階的取り組みと支援等仕組みのイメージ

2. 市民参加による地域景観資産の保全・活用

本市各地に点在する、地域固有の景観資源は、地域ごとの特性を活かして景観形成を進める上で重要な役割を果たすもので、その地域に暮らす市民の視点で見つけ、保全・活用の方法を考えていくことが重要です。そこで、地域で親しまれ、景観形成上重要な景観資源を、市民参加により「(仮称)八王子市地域景観資産」として指定していく制度を構築して、保全・活用を図ります。

(仮称)八王子市地域景観資産として登録された景観資源は、市民や事業者への周知を図り、周辺での建築物の建築等における配慮を求めます。また、これらのうち、特に重要な景観資源については、景観重要建造物や景観重要樹木(P.202参照)に指定することを検討します。

(仮称)地域景観資産の選定及び保全・活用は、文化財制度との連携や整合を図りながら、市民と連携して進めることとします。

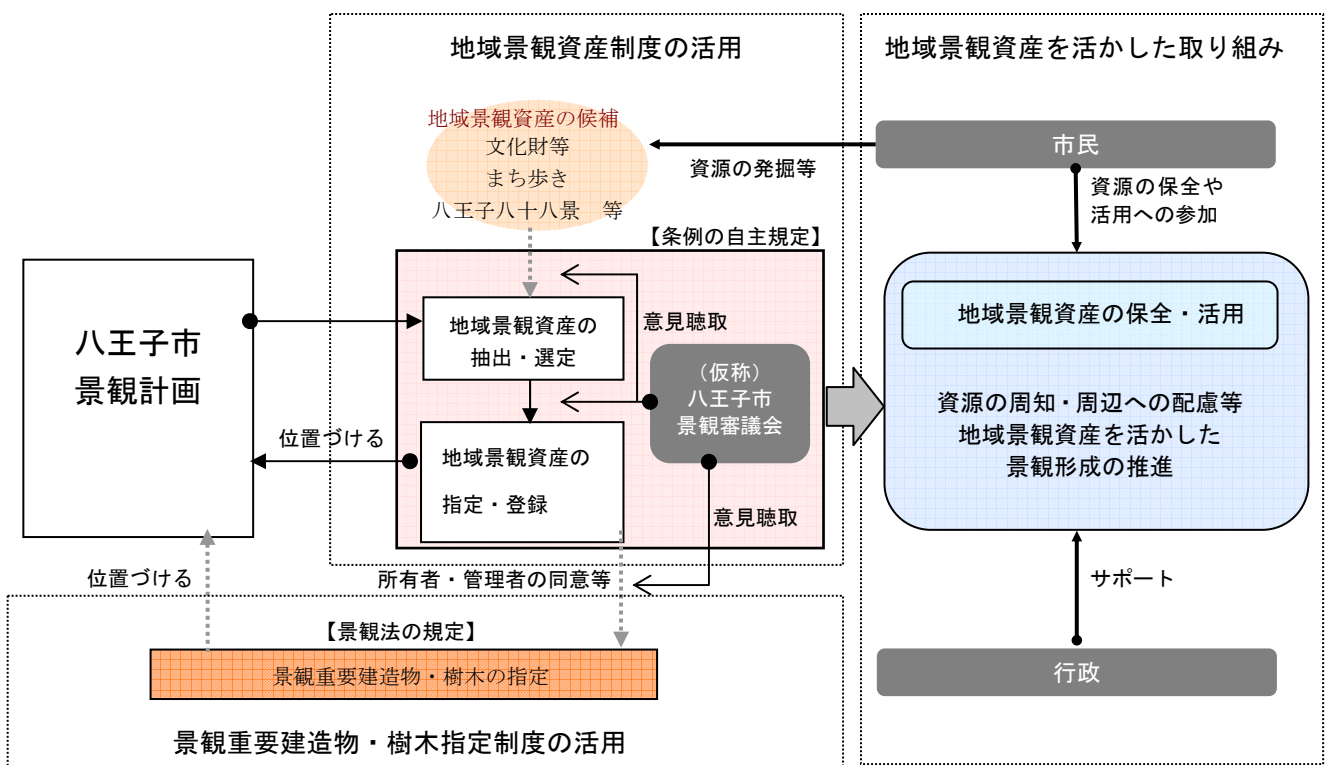


図 地域景観資産の保全・活用フロー (イメージ)

3. 市民参加による眺望景観の保全・活用

本市の景観の重要な特性である眺望景観について、地域景観資産制度と同様に市民参加により保全・活用する仕組みを構築し、その地域の特性を活かした景観形成に役立てます。

(1) 視点場の指定

地形の起伏や水辺空間によりもたらされる眺望が優れている地点について、市民に日常的に親しまれている、地域の景観形成上重要な視点場として指定します。

【視点場の例】



滝山公園からの眺望



陵北大橋からの眺望



マルベリーブリッジからの眺望

(2) 良好な眺望景観を保全・活用するための取り組み

景観資源として指定した視点場については、その場所の特徴に応じた整備や良好な眺望を保全するための施策、景観づくりの取り組みを周辺へと広げていく施策等を検討します。

【取り組み例】

- 視点場の整備
(公園内の眺望点の整備や眺望を確保するための樹木の管理、橋りょうにおける視点場の整備等)
- 視点場を示すサイン、案内板等の整備
- 眺望景観を保全するための周辺の建築物等に対する誘導
- 視点場や周辺の景観資源を連携させた観光ルート等の創出と、効果的なPRによる価値の共有化